

厚生労働省告示第273号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第23項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成19年厚生労働省告示第200号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月30日

厚生労働大臣 田村 憲久

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等

第4中24を25とし、10から23までを11から24までとし、9の次に次のように加える。

- 10 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A／Anhui／1／2005（H5N1）（IBCD C-RG6）